

2022年2月14日

各位

会社名 株式会社ダイオーズ
代表者 代表取締役社長 大久保真一
(コード番号：4653 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣賢一
(TEL：03-5220-1122)
(E-mail：k.inagaki@daiohs.com)

2022年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第54期(2022年3月期)第3四半期報告書(自2021年10月1日至2021年12月31日)

2. 延長前の提出期限

2022年2月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年3月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

昨年末以来のオミクロン株の世界的な流行により新型コロナウイルスの感染者数が日本、米国ともに過去最高を更新する中、当社では従業員の安全を確保するためオフィスへの出社を大幅に抑制しながら、当初予定の2022年2月14日に第54期(2022年3月期)第3四半期報告書の提出を行うための準備を進めてまいりました。

しかしながら米国部門の連結子会社 Daiohs U.S.A., Inc. において従業員に多数の感染者が発生した他、州政府からの要請を受け出社抑制を余儀なくされる事態が多発したことにより、決算作業が大幅に遅延することとなりました。

具体的には Daiohs U.S.A., Inc. 本社経理部門5名のなかに感染者が出たことで決算作業を行う人員のほとんどが一時的な濃厚接触者となった他、同居家族の感染等による出社停止などが発生し、決算作業に大きな影響を受けることとなりました。

さらに Daiohs U.S.A., Inc. 全社でも2022年1月1日から2月4日の期間に全従業員

員 590 名のうち 70 名以上が感染し、特に決算作業に関連する 27 営業拠点のうち 3 拠点では月次処理を行う担当者自身が感染した、もしくは濃厚接触者となった結果、棚卸資産や固定資産計上の根拠となる決算資料について拠点から本社への提出が当初予定の 1 月 12 日から 1 月 24 日へと大幅に遅延いたしました。本社および営業拠点では一部テレワークの体制整備も行っておりましたが、作業を行う人員自体に感染者が出たことに加え、飲料品のデリバリーを主体としたエッセンシャルワーカーという事業構造から配送スタッフ・事務管理者とともにオフィスへの出社が必要な業務を排除しきれず、帳票類の完全な電子化や全面的なテレワークを行うことができなかったことから、作業の遅延を防ぐには至りませんでした。足元では米国の感染状況が落ち着きを見せ人員体制も回復しておりますので、速やかに決算作業を完了すべく取り組むとともに、今後の再発防止に向けた業務フローや社内体制の見直しを進めているところでございます。

これらの結果、Daiohs U.S.A., Inc. 単体における決算作業に当初予定から 3 週間遅れとなる 2 月 16 日まで要し、現地会計事務所の監査完了が 3 月 1 日となる見通しです。国内事業における監査作業は並行して実施しており、米国決算作業の終了を受けて 3 月 7 日までに連結財務諸表を作成し、会計監査人による監査手続の完了は 3 月 11 日を予定しております。

法令に定める提出期限までに会計監査人による監査手続が完了せず、第 3 四半期報告書を提出することができない見込みとなりましたので、やむなく提出期限の延長申請を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

この度の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。また、当社 2022 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の提出につきましても、四半期報告書の提出に併せて実施いたします。

以 上